



# 埼玉県報

第 2 5 4 9 号  
平成 2 5 年 1 2 月 3 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [歯科技工士国家試験の実施に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [三次元測定機の購入に関する契約の相手方等の公示\(産業技術総合センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [建築士の処分\(戒告\)\(建築安全課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千六百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十一月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人文化活動支援会まつり
- 三 代表者の氏名  
奥野 雅嵩
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市の場合千二百五十六 一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、様々な文化活動を行う団体（以下「文化活動団体」という。）に対し、文化活動団体の活動が円滑に行われるよう支援又は補助を行うことにより文化活動団体の発展及び成長に寄与すること、並びに文化活動団体相互の交流の場を設けることにより地域の文化活動を振興することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人インターメディカル

三 代表者の氏名

鈴木 達弥

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市霞ヶ関東五丁目八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の人格と人が人として尊重される地域社会の構築を旨とし、精神障害者が地域で生活するための就労支援に関する事業を行うことによって、精神障害者の地域における自立と社会活動への参加の促進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアサポートすずらん

三 代表者の氏名

船橋 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町大字小川七百三十二番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、家庭で生活しているお年寄りや体の不自由な方、及びその家族の方々に対し、誠心誠意あるサービスを積み重ねます。そしてそのことにより、ご利用者が安心して自分らしい生活と自立が出来るよう、また少しでも生活の質を高めることが出来るように誠意あるサービスを提供する活動を行い、地域の社会福祉増進に努めることを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千六百八十一号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び場所

	試験期日	試験場所
学説試験	平成二十六年 二月十三日（木）	埼玉県さいたま市浦和区高砂三ー十五ー一 埼玉県庁 第三庁舎講堂
実地試験	平成二十六年 二月十四日（金）	埼玉県さいたま市見沼区東大宮一ー十二ー一 三十五 埼玉歯科技工士専門学校

## 二 試験科目

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第八条に掲げる試験科目

## 三 受験資格

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条各号のいずれかに該当する者

## 四 受験手続

### イ 提出書類

歯科技工士法施行規則第七条に規定する受験願書及び書類

### ロ 試験手数料

三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

### ハ 受験願書等の提出期日及び場所

平成二十六年一月九日（木）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課

## 五 合格発表の場所及び期日

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十六年三月十七日(月)

午前十時から午後五時まで

□ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十六年三月十七日(月) 午前十時から四月十六日(水) 午後十二時ま

で

# 告 示

埼玉県告示第六百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
三次元測定機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業技術総合センター技術支援室機械技術担当 埼玉県川口市上青木 3  
丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年10月 7 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社東京精密 東京都八王子市石川町2968番地 2
- 5 契約金額  
29,977,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1  
項第 1 号に該当



# 告 示

埼玉県告示第六百八十二号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量（一、二級基準点測量）

三 作業地域

杉戸町全域

四 作業期間

平成二十五年九月十二日から平成二十六年三月十四日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百八十四号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月十一日から平成二十六年三月三日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百八十五号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 縮尺一万分の一）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十五年十月二十六日から平成二十六年三月二十四日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百八十六号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

行田市、加須市、羽生市

四 作業期間

平成二十五年十月八日から平成二十五年十二月二十七日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百八十七号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準測量観測）

三 作業地域

入間市黒須二丁目・高倉二丁目地内

四 作業期間

平成二十五年十一月十五日から平成二十六年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百八十八号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（四級基準点設置・境界取付け）

三 作業地域

戸田市大字美女木地内

四 作業期間

平成二十五年八月一日から平成二十六年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百八十九号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（レベル一〇〇〇数值地形図修正）

三 作業地域

寄居町全域

四 作業期間

平成二十五年十月八日から平成二十六年二月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千六百九十号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十五年十月三日から平成二十六年三月二十八日まで



# 告 示

埼玉県告示第六百九十一号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（道路台帳区域線測量）

三 作業地域

幸手市中五丁目外地内

四 作業期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十六年二月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第六百九十二号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 縮尺一万分の一）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十五年九月三十日から平成二十六年三月十四日まで

# 告示

埼玉県告示第千六百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
根古屋	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
流川 5	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
北吉見	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
黒岩 3	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
黒岩 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
黒岩 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
田甲 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
田甲 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	急傾斜地の崩壊













泥沢 1	東谷沢	別所川左支溪	別所川	高根沢	月窓寺沢	下日尺沢	後野 8	後野 7 2	後野 7 1	小戸々 4	
山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 平面図等を埼玉東松 え置いて縦覧に供する。	山県土整備事務所 に備 え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

栗谷戸 1	関堀一	関堀 1	別所 1	別所 2	本郷下 2	本郷下 1	本郷上 2	本郷上 1	深田沢	泥沢2	
え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 平面図等を埼玉県東松
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	







五の坪沢	三田入沢1	前田入沢1	長坂沢	城山沢	蛇崩2号沢	蛇崩1号沢	江戸田沢	正山沢	北山沢	森下	入
平面図等を埼玉県熊谷 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	え置いて縦覧に供する。 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

	前田入沢 2 1	前田入沢 2 2	三田入沢 2	五ノ坪(右)	五ノ坪(左)	五ノ坪	柿平 2 2		
	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		
	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

二  
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
根古屋	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市役所及び吉見町役場	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市役所及び吉見町役場





根古屋 2	流川 6	黒岩 3 1	黒岩 2 1	黒岩 1 1	天王山 2	天王山 1	
平面図等を埼玉県 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	務所及び吉見町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

瀬戸 3	日向山 2	日向山 1	天王山 1 3	天王山 1 2	天王山 1 1	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。









女鹿岩	後野 6	後野	池の入 2	女ヶ岩	女ヶ岩 2	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。





	後野 7 2				後野 8				
	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。				平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。				
深田沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ	土石流			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ	土石流			
泥沢2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			
東谷沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			
別所川左支溪	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			
別所川	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			
後野 8	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
後野 7 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			





	<p>東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
小北	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
田向	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
赤坂沢	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
殿ヶ谷戸沢	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
殿ヶ谷戸沢左1	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
小谷沢	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>











	前田入沢 2 1	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	
	前田入沢 2 2	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	
五ノ坪(右)		熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	
五ノ坪(左)		熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	
五ノ坪		熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	
柿平 2 2		熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	

# 告示

埼玉県告示第千六百九十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十五年十一月二十八日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
高崎 正芳	二級建築士	埼玉県知事登録第一四六四五号
清村 和三	二級建築士	埼玉県知事登録第二二五五四号
新井 治	二級建築士	埼玉県知事登録第一四三九〇号
小林 淳一	二級建築士	埼玉県知事登録第一四九八八号
伊藤 一郎	二級建築士	埼玉県知事登録第四三四四号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>路線名</p>	<p>上中森鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>行田市大字堤根字代官田通  一一〇五番地先から  同市大字堤根字代官田通  一一六二番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年十二月三日</p>
<p>備考</p>	<p>県道仮廻し。  独立行政法人水資源機構が行  う武蔵水路改築工事に伴う迂  回道路。  平成二十五年十月十八日付け  埼玉県行田県土整備事務所長  告示第三十一号で告示した道  路区域の供用開始である。  延長一一七・五五メートル。</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五〇〇二八一号

二 検査済証番号

平成二十五年十一月二十八日

川建セ第二五〇一〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千七百二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字大谷千四百四十六番地四十

小原 裕明

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年十一月八日

指令越建セ第二五〇〇五四一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年十一月二十七日

越建セ第三九六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南五丁目二番四、二番五

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業 代表取締役 兼井雅史

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年十一月二十五日

指令越建セ第二四〇〇五八二号

### 二 検査済証番号

平成二十五年十一月二十八日

越建セ第三九八一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字八河内七百八十七番七

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市久喜東四丁目十三番二号 YHハイツB棟

白石 和真

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年十一月十九日

指令越建セ第二五〇〇〇一一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年十一月二十八日

越建セ第三九九一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷七百九十五番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲千五百二十一番地三 カームリー・ガーデンⅢ二〇三

篠田 治 篠田 友子